

栃木県自殺対策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 喫緊の課題である自殺対策について、本県の実情に即して、機動的かつ適切な推進を図ることを目的として、「栃木県自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関すること。
- (2) 自殺対策の連絡調整に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、知事を本部長に、副知事（保健福祉部担任）及び保健福祉部長を副本部長に充てる。
- 3 本部長は、推進本部を総括し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、本部長があらかじめ定める順序によりその職務を代理する。

(幹事会議)

第4条 推進本部の所掌事項について検討するために、推進本部に「幹事会議」を置く。

- 2 幹事会議は、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。
- 3 幹事会議に幹事長及び副幹事長を置き、保健福祉部次長兼保健福祉課長を幹事長に、障害福祉課長を副幹事長に充てる。
- 4 幹事長は、幹事会議を総括し、幹事会議を代表する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、副幹事長がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 推進本部の会議は本部長が、幹事会議の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長又は幹事長は、必要に応じて、推進本部又は幹事会議の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部及び幹事会議の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 栃木県自殺対策推進本部設置要綱（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

別表 1 (推進本部)

No.	職 名	備 考
1	知 事	本 部 長
2	副 知 事 (保健福祉部担任)	副本部長 (第 1 順位)
3	副 知 事	
4	総 合 政 策 部 長	
5	経 営 管 理 部 長	
6	県 民 生 活 部 長	
7	環 境 森 林 部 長	
8	保 健 福 祉 部 長	副本部長 (第 2 順位)
9	産 業 労 働 観 光 部 長	
10	農 政 部 長	
11	県 土 整 備 部 長	
12	会 計 局 長	
13	企 業 局 長	
14	教 育 長	
15	警 察 本 部 長	

別表2（幹事会議）

No.	職 名	備 考
1	保健福祉部次長兼保健福祉課長	幹事長
2	障 害 福 祉 課 長	副幹事長
3	総合政策部総合政策課政策調整監	
4	経営管理部財政課総務主幹	
5	経営管理部人事課主幹	
6	県民生活部県民文化課総務主幹	
7	環境森林部環境森林政策課総務主幹	
8	保健福祉部保健福祉課総務主幹	
9	産業労働観光部産業政策課総務主幹	
10	農政部農政課総務主幹	
11	県土整備部監理課総務主幹	
12	会計局会計管理課主幹兼課長補佐	
13	企業局経営企画課総務主幹	
14	教育委員会事務局総務課総務主幹	
15	警察本部調査官兼警務課次長	
16	東京事務所次長	

栃木県自殺対策推進本部 体制

栃木県自殺対策推進本部 (推進本部)
本部長：知事 副本部長：副知事（保健福祉部担任） 保健福祉部長 構成員：別表1のとおり（庁議構成各部局長）
(所掌事務) (1) 自殺対策に関すること。 (2) 自殺対策の連絡調整に関すること。 (3) その他自殺対策の推進に関すること。
(事務局) 保健福祉部障害福祉課

|

栃木県自殺対策推進本部幹事会議 (幹事会議)
幹事長：保健福祉部次長兼保健福祉課長 副幹事長：障害福祉課長 構成員：別表2のとおり（総務主幹会議構成員）
(所掌事務) 推進本部付議事項等に係る検討
(事務局) 保健福祉部障害福祉課